

別添3

諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 (平成25年1月25日府統委第7号) (抄)

2 濟問第21号答申「国民生活基礎調査の変更について」(平成22年1月25日府統委第8号) における今後の課題への対応について

本調査については、平成22年に実施された前回の大規模調査に係る本委員会の答申(濟問第21号答申「国民生活基礎調査の変更について」(平成22年1月25日府統委第8号、以下「前回答申」という。)において、非標本誤差の縮小の観点から、今後の課題として、以下の4事項に関する検証・検討の必要性が指摘されている。

- ① 国勢調査と本調査の結果との間で生じた差異の検証
- ② 調査票回収率の向上策の効果の検証
- ③ 非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性の検討
- ④ 調査方法等の見直しの検討

これらの指摘事項に関する厚生労働省の検証・検討結果は、表16のとおりである。

表16

前回答申の指摘事項	指摘事項に関する厚生労働省の検証・検討結果
① 平成22年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異を検証する必要がある。	① 平成22年に実施された国勢調査の結果と本調査の結果を比較した結果、単独世帯について、本調査は国勢調査の約8割の捕捉率(注1)となっており、年齢階級で見ると、特に20歳代や30歳代の捕捉率が低い一方、高齢層では高くなっている。また、地域別では、政令指定都市等大都市を抱える都道府県において両調査の世帯数の差が大きい状況になっている。こうしたことから、本調査は、若年層や都市部における捕捉が十分でないことが、非標本誤差が生じている背景となっているものと考えられる。
② 調査票の回収率の向上策(注2)の効果を検証する必要がある。	② 平成22年調査において、所得票の回収方法を調査員が報告者から聞き取る他計方式から、報告者が調査票に記入し調査員に手渡す自計方式へ変更するとともに、原則として非密封方式であるが、密封でなければ提出しない報告者については、密封方式を導入した。また、マンション等集合住宅の管理者等に対する調査への協力依頼文書の配布等を実施した。こうした回収率の向上策の効果を分析するため、平成22年調査の回収率を平成19年調査(前回の大規模調査)と比較検討した結果、調査環境が厳しくなっている中、当該回収率は、全体では75.7%と平成19年調査より8%増加している。ただし、政令指定都市の回収率は全体より低いものが相当数みられるが、現状では、都市部において回収率のより一層の向上を図るために有効な方策は見いだし難いと考えられる。
③ 非標本誤差(注3)を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討を行う必要がある。	③ 非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論について、「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」(座長:岩崎学成蹊大学理工学部教授。研究期間:平成22年4月~23年3月)を設置・開催し、平成19年国民生活基礎調査のデータを用いて、世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について、傾向スコアという方法により所得額を推

	<p>計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した。その結果、一定の有効性は確認できたものの、補正方法には幾つかの手法があり、手法により推計値が異なった結果となつたことから、どれか一つの手法を補正手段として有効であると特定することはできなかった。また、世帯票に回答しなかつた世帯について、利用可能な他の調査の情報等による補正の可能性も検討したが、有効な成果は得られなかつた。したがつて、それらによる補正結果を公的統計として採用することは困難と考えられる。</p>
④ これらの対策 ^(注4) が思わしい成果を上げない場合は、平成 25 年に実施する本調査の企画に当たり、他の基幹統計調査の状況も踏まえ、調査方法等の見直しを検討する必要がある。	<p>④ 上記①～③のとおり、本調査には一定の非標本誤差が生じているが、調査票回収率のより一層の向上に有効な方策は見いだし難く、また、集計値を補正する理論も実用段階に至っていない。</p> <p>このため、現行の調査内容や調査方法のまま、調査票の回収率をより一層向上させ非標本誤差の縮小を図ることは困難であり、調査票の回収率向上のためには、調査事項の大幅削減、郵送調査の導入、コールセンターの設置等、調査全般にわたる抜本的な見直しが必要と考えられる。</p> <p>なお、当該見直しのため、本調査の平成 28 年の大規模調査に向け、平成 26 年に試験調査を実施することを計画している。</p>

- (注) 1 「捕捉率」とは、全数調査である国勢調査の結果で把握された世帯数に対する、本調査の結果として公表されている推計世帯数の比率である。
- 2 「調査票回収率の向上策」とは、前回答申の 2 (4) に記載されている平成 22 年調査で実施することとされた所得票の自計方式化、集合住宅の管理人等に対する地方公共団体職員による協力依頼の実施等の措置である。
- 3 「非標本誤差」とは、調査票未回収、未回答等により生じる調査結果の誤差のことである。
- 4 「これらの対策」とは、表 16 の①～③に記載した検証・検討のことである。

前回答申の指摘事項に関する厚生労働省の検証・検討については、以下のとおり評価する。

① 国勢調査及び本調査の結果との間で生じた差異の検証について

平成 22 年に実施された国勢調査の結果と本調査の結果について、世帯構造別、都道府県別・政令指定都市別、世帯主の年齢階級別など様々な点から比較した。その結果、都市部における単独世帯の若年層の捕捉が十分でないことが、本調査において非標本誤差が生じている背景となっているとの結論となり、調査方法の見直しに係る有用な材料を得たことは、検証結果として妥当と評価する。

② 調査票回収率の向上策の効果の検証について

平成 22 年調査において、前回答申に基づき、所得票の自計方式化、集合住宅の管理人等に対する協力依頼の実施等の調査票回収率の向上策を実施した。その効果を分析するため、平成 22 年調査の調査票回収率を平成 19 年調査のものと比較した。その結果、現状では、都市部において回収率のより一層の向上を図るために有効な方策は見いだし難いとの結論となり、調査方法の見直しに係る有用な材料を得たことは、検証結果として妥当と評価する。

③ 非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性の検討について

「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」を設置・開催し、1年間にわたり、平成19年国民生活基礎調査のデータを用いて、傾向スコアという方法により、様々な手法で、世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯の所得額を推計する等具体的な検討を行った。その結果、特定の手法による補正結果を公的統計に採用することは困難との結論となり、調査方法の見直しに係る有用な材料を得たことは、検討結果として妥当と評価する。

④ 調査方法等の見直しの検討について

調査票回収率のより一層の向上のための有効な方策が見いだし難く、また、集計値を補正する理論も実用段階に至っていない現状において、調査票の回収率をより一層向上させ非標本誤差の縮小を図るために、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入等調査全般にわたる抜本的な見直しが必要との検討結果であり、今後は具体的な取組を進めるべきである（後述3参照）。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について

本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）（以下「基本計画」という。）において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」ことが指摘されている。また、その検討時期については、平成25年調査の企画時期までに結論を得ることとされている。

これらに関する厚生労働省の検討結果は、次のとおりである。

- 「① 所得票及び貯蓄票について都道府県別の統計表を有用な精度で作成するためには、これらの調査票の標本規模を、現行の約5万世帯から、都道府県別の結果表を作成している世帯票と同程度の規模である約27万7千世帯まで拡大することが必要である。
- ② 所得票等の標本規模を上記①のとおり拡大しようとした場合、以下の課題に対応する必要がある。
 - i 所得票等の報告者が従前より20万世帯以上も増加することから、調査票の回収率の維持向上のため、報告者負担軽減を図る必要がある。
 - ii 本調査は調査員調査であるため、現行の調査員一人当たりの受け持ち世帯数で標本規模を拡大した場合、調査員数を、現行の約2千人から約1万1千人に増やさなければならぬ。しかしながら、これに係る予算及び調査員の確保は難しいことから、標本規模の拡大のためには、調査員の実査業務に係る負担の軽減を図り、一人当たりの受け持ち世帯数を増やす必要がある。
 - iii 本調査においては、保健所及び福祉事務所が調査組織に位置づけられており、標本規模を拡大した場合、これらの機関における調査関係業務（照会対応業務等）も大幅に増加することから、当該業務の負担軽減を図る必要がある。
- ③ 上記②の各課題に対して、以下の対応策の有効性の検証及び前回答申の課題への対応（前述2参照）を目的として、平成23年に試験調査の実施を計画したが、実施に至らなかった。このため、平成28年の大規模調査での実現に向けて、平成26年に試験調査を実施すべく検討を進める。

- i 報告者及び調査員の実査業務の負担軽減の観点から、調査事項の大幅な縮減
- ii 調査員の実査業務に係る負担軽減の観点から、郵送調査の導入及び調査時期の統一（注）

（注）現在、大規模調査においては、調査実施年の6月に世帯票、健康票及び介護票による調査を実施し、その1カ月後の7月に所得票及び貯蓄票による調査を実施している。

- iii 調査機関である保健所等の調査関係業務の負担軽減の観点から、コールセンターの導入」

以上の厚生労働省の検討結果については、次の点が認められることから、基本計画における指摘への対応として評価する。

- ① 指摘事項に対応する上での個別の課題について整理を行い、課題への対応策を立案していること。
- ② 平成23年に対応策の有効性を検証するため試験調査の実施を計画したこと。
- ③ 平成28年の大規模調査での実現に向けて、平成26年に試験調査を実施すべく検討を進めていること。